

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	防犯機器等購入緊急補助事業	①物価高騰が続く中で、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して係る経費の支援を行うことで、安全・安心な地域の構築を図る。 ②③防犯機器等購入緊急補助金及び事務費 (Cの内訳: 都補助金10,400千円 一般財源: 2,000千円) 時間外勤務手当: 207千円 郵便料 : 110千円 口座振込手数料: 83千円 防犯機器等購入緊急補助金: 3万円×500世帯 ※購入費の3/4補助(上限3万円) ④市内の協力店において防犯機器等を購入した世帯(協力店が補助額を控除した額で販売し、協力店に対し控除した額を支払う。)	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所物価高騰対応助成金	①物価高騰の影響を受けながらも支援が必要な高齢者にサービスを提供する介護サービス事業者に対し、適正なサービスによる安定的な事業運営を継続するための助成を行う。 ②③介護サービス事業者等への物価高騰に対する助成金 介護サービスの種類に応じ、10万円または5万円を助成する。 (Cの内訳: 一般財源1,100千円) 100千円×91事業所=9,100千円 50千円×24事業所=1,200千円 ④市内介護サービス事業所	R7.9	R8.3

<p>⑤医療・介護・保育施設、 3 学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p>	<p>障害福祉サービス事業所物価高騰対応助成金</p>	<p>①物価高騰の影響を受けながらも市内で障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、送迎に伴う燃料費や光熱水費等の物価高騰による負担を軽減し、安定的な事業継続を行うための助成を行う。 ②③障害福祉サービス事業者等への物価高騰に対する助成金 (Cの内訳:一般財源1,000千円) 1サービスに対し、10万円、複数サービスを実施している場合、1事業者あたり30万円を上限とする。ただし、食事提供が無い訪問系サービス、相談支援事業、障害児通所支援事業については1サービス当たり5万円とし、1事業者当たり15万円を上限とする。 56運営法人 9,200千円 50千円×7事業所=350千円 100千円×18事業所=1,800千円 150千円×10事業所=1,500千円 200千円×7事業所=1,400千円 250千円×1事業所=250千円 300千円×13事業所=3,900千円 ④市内で障害福祉サービス等を提供する事業者</p>	<p>R7.9</p>	<p>R8.3</p>
<p>⑨推奨事業メニュー例より 4 も更に効果があると判断する地方単独事業</p>	<p>指定管理者エネルギー価格高騰対策事業</p>	<p>①エネルギー価格の高騰に伴い、公共施設の光熱水費が増加している。安定的な市民サービスを維持していくため、指定管理者制度を導入している公共施設に対し、光熱水費の高騰分に対する支援を行う。 ②③公共施設における電気・ガス料金の高騰額 (Cの内訳:一般財源170千円) 基本協定時の見込額と令和7年度の実績額の差額 委託料 2,950千円 ④市内公共施設の指定管理者(市民会館)</p>	<p>R7.9</p>	<p>R8.3</p>